

佐賀県H I V感染予防薬整備要領

1 目的

この要領は、「針刺し後のH I V感染防止体制の整備について（平成11年8月30日厚生労働省通知）」に基づき、エイズ治療拠点病院等にH I V感染予防薬（以下「予防薬」という。）を配置するとともに、曝露を受けた医療従事者等（以下「被曝露者」という。）への予防薬の提供体制を整備し、被曝露者へのH I V感染防止を図ることを目的とする。

2 実施主体

佐賀県

3 対象

佐賀県内医療機関等の医療従事者であって、HIV抗体陽性または陽性が疑われる患者に対する医療行為等によって曝露があった者。

4 配置する医療機関

予防薬を配置する医療機関（以下「配置医療機関」という。）は、次の医療機関とする。

- (1) 佐賀県医療センター好生館
- (2) 唐津赤十字病院

5 配置する予防薬

県は次の予防薬を購入し、前記4で定める医療機関に配置する。また、使用后及び有効期限切れの補充は県が行う。

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) アイセントレス錠 (RAL) 400mg | 2錠/日 |
| (2) デシコビ配合錠HT (TAF/FTC) | 1錠/日 |

6 配置医療機関の役割

針刺し等が発生し、予防薬の提供の要請を受けた配置医療機関は、速やかに予防薬を提供する。

また、通常診療に準じて紹介状を作成し、エイズ治療拠点病院へ紹介する。

7 配置医療機関における担当窓口及び連絡体制の整備と公開

配置医療機関は、担当窓口及び連絡先について、毎年4月に県健康福祉政策課へ「HIV感染予防薬配置医療機関窓口等報告書（様式1）」により報告する。

また、当該担当窓口及び連絡先を変更したときも「HIV感染予防薬配置医療機関

窓口等報告書（様式1）」により報告する。

県健康福祉政策課は「HIV感染予防薬提供窓口連絡先リスト」を県内関係機関（医師会、歯科医師会、病院協会、保健福祉事務所等）に周知するとともに県ホームページで公開する。

8 予防薬の提供

- (1) 医師は被曝露者に予防服用の効果と副作用について説明し、被曝露者の意向を確認する。この場合の医師は、原則、事故の発生した医療機関（以下「事故発生医療機関」という。）の医師とする。
- (2) 事故発生医療機関は、最寄りの配置医療機関に電話にて事故の状況等を説明し、あらかじめ予防薬の提供について了解を得る。
- (3) 事故発生医療機関は「HIV感染予防薬提供依頼書（様式2）」を記載し、被曝露者に交付する。被曝露者は「HIV感染予防薬内服同意書（様式3）」を記載し、これらの書類と本人確認書類を持って配置医療機関に行き、予防薬の提供を受ける。
- (4) 配置医療機関の医師は、「HIV感染予防薬提供依頼書（様式2）」及び「HIV感染予防薬内服同意書（様式3）」を受取り、予防薬の提供を行う。
なお、提供時に本人の確認を行い、被曝露者に「HIV感染予防薬内服同意書（様式3）」の受領者のサインをしてもらう。
予防薬は専門医に受診できるまでの間の必要最小限（原則平日は1日分、土日祝日及びその前日は、平日受診ができるまでの日数分とする。）の提供とし、その場で初回内服を確認する。
- (5) 予防薬の提供を受け内服した者は、速やかにエイズ治療拠点病院の専門医に受診し、服薬継続の要否について相談するものとする。

9 予防薬等の管理

- (1) 配置医療機関は毎年度末に「HIV感染予防薬使用管理簿（様式4）」を記載し、予防薬を適切に管理するとともに、使用期限が切れた場合は適切に処理する。
- (2) 配置医療機関は予防薬を使用又は提供した場合には、「HIV感染予防薬使用（提供）報告書（様式5）」に「HIV感染予防薬提供依頼書（様式2）」及び「HIV感染予防薬内服同意書（様式3）」の写しを添えて、速やかに健康福祉政策課に報告する。
- (3) 配置医療機関は、予防薬の不足が予想される場合や使用期限切れ前に、健康福祉政策課へ連絡する。

10 提供を受けた医療機関等の対応

予防薬の提供を受けた医療機関等は、予防薬の返納及び費用の返金をする必要がないものとする。

また、予防薬以外の費用については、保険診療として取り扱うものとする。

附 則

この要領は、令和8年3月10日から施行する。

この要領は、令和8年3月16日から施行する。